

## **那覇市 NPO 活動支援センター インキュベーション施設の使用に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、那覇市 NPO 活動支援センター（以下「センター」という。）は、那覇市において社会貢献活動に関わる民間非営利の市民活動団体及び個人に、一定期間継続的に活動を行うためのスペースを提供し、市民活動の継続、発展、自立のためのインキュベーション施設を提供する。

(使用対象者)

第2条 インキュベーション施設を使用することができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 那覇市に関わる公益活動に取り組む市民活動団体及び個人。
- (2) 一定期間継続的に活動を行うために必要な専用の事務所を有しないもの。
- (3) 当センターが募集するインキュベーション施設の目的を十分理解し、その目的を果たすため、活発な活動を行う団体又は個人であること。

(使用承認期間)

第3条 インキュベーション施設の使用を承認する期間は、原則として3ヶ月以上1年以内とする。ただし、当センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(使用時間)

第4条 インキュベーション施設の使用時間は、9:30～21:30 とする。センターの閉館日は使用できない。ただし、当センター長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(使用料)

第5条 インキュベーション施設の使用料は、那覇市 NPO 活動支援センター条例の及び那覇市 NPO 活動支援センター条例施行規則の規定に基づき算定するものとする。

- 2 使用者は、前項の規定に係る使用料について、定められた期日までに納付しなければならない。
- 3 当センター長は、物価の変動・使用料の均衡上に伴い、使用料を変更する必要があると認めたとき、那覇市 NPO 活動支援センター条例の及び那覇市 NPO 活動支援センター条例施行規則の規定に基づき、使用料を変更することができる。

(使用料の不還付)

第6条 既に支払われた使用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) 当センターの責めに帰する理由によりインキュベーション施設の使用ができなくなったとき。
- (2) 当センター長がその特別の理由があると認めたとき。

(使用者の募集)

第7条 当センター長は、当センターのホームページ等によりインキュベーション施設を使用するものを公募するものとする。

(使用の申請)

第8条 使用の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、使用承認申請書(別紙第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、当センター長に提出しなければならない。

- (1) 所在地を証明できるもの(法人格を有する申請者にあつては、定款等)
- (2) その他当センター長が必要と認める書類

(使用の承認)

第9条 当該機関は、使用承認申請書の内容について那覇市NPO活動支援センター条例の規定に基づき、提出書類の内容を審査し、使用に係る承認の可否を決定し、通知するものとする。

- 2 インキュベーション施設の募集定員を超えた場合、申請者全員による抽選とする。
- 3 当該機関におけるインキュベーション施設の使用を許可されたもの(以下「使用者」という。)は、速やかに別に定める使用許可及び誓約書等の手続きを行わなければならない。

(使用の承認の取り消し等)

第10条 当センター長は使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 虚偽、その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 施設の使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 施設の管理及び運営上支障があると認めたとき
- (4) その他その使用を不相当と認めたとき。

(使用者の義務)

第 11 条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を当該機関の長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) インキュベーション施設の使用を 15 日以上休止しようとするとき。
- (3) 使用承認期間の途中において、インキュベーション施設の使用を終了しようとするとき。
- (4) 当センターの施設を損傷し、又は滅失したとき。

2 使用者は、当該機関内で知り得た個人・団体等の機密情報を他にもらしてはならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、インキュベーション施設の使用に関して当センターの施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は当センター長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規定は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。